

北相木村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月策定

1. 策定の目的

北相木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、北相木村耐震改修促進計画において定められた目標の達成に向け、住宅の耐震化をより積極的に推進することを目的として策定する。

2. 位置付け

アクションプログラムは、北相木村耐震改修促進計画（令和3年10月策定）「第2章建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づき策定する。

3. 計画期間

北相木村耐震改修促進計画の計画期間と整合させ、令和6年度から令和7年度までとする。なお、以降は促進計画の改定に併せて延長とする。

4. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、北相木村全域とする。

5. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に着工された、個人が所有する既存木造住宅（以下、「木造住宅」という。）

6. 取組内容

〈財政的支援〉

- (1) 木造住宅の耐震診断について、耐震診断士派遣を実施。（無料）
- (2) 木造住宅の耐震改修等費に対して一部補助（上限100万円）を実施

〈普及啓発等〉

- (1) 住宅所有者への直接的な働きかけ
対象となる住宅の所有者に対し、個別訪問やダイレクトメール等の直接的な方法で、耐震化を促す村制度の周知や提案を実施する。
- (2) 耐震診断者に対する耐震化の促進

北相木村住宅耐震診断事業による耐震診断実施者に対して、耐震改修工事実施の提案を行う。

また、過去に簡易耐震診断を含む耐震診断を実施し、現在に至るまで住宅の耐震化を実施していないものに対しても、ダイレクトメール等により耐震改修を促す。

(3) 関係機関・団体等との連携

村と長野県建築士事務所協会や村内事業者、地元自治会等との連携を図りながら耐震化促進に係る活動を推進し、対象となる住宅の所有者が容易に耐震化を進めることができる体制を整える。

また、村内事業者に対しては、耐震改修工事に関する技術向上を図ることを目的とした講習会等の情報提供を行う。

(4) 住宅耐震化の普及・啓発活動

広報紙及びチラシ・リーフレット等での補助制度の周知といった、普及啓発活動を継続的に実施する。

7. 実績

令和5年度の実績

〈財政的支援〉

耐震診断の実施 0件

耐震改修の実施 0件

〈普及啓発等〉

チラシ等による周知 0回

8. 目標

令和6年度の目標

〈財政的支援〉

耐震診断の実施 1件

耐震改修の実施 0件

〈普及啓発等〉

チラシ等による周知 1回

戸別訪問又はダイレクトメール等の送付

※年度ごとに実施・達成状況を北相木村ホームページで公表し、課題と改善策を検討します。